

ご利用 ください 各種福祉制度

各種手当

心身障害者扶助料の支給

蒲郡市に住所があり、障害者手帳及び療育手帳を所有している人に扶助料を支給します。

障害の程度により手当額が異なります。

○手当は年三回に分けて支給します。
(三月、七月、十一月の二十日)

障害の等級	扶助料(月額)
1・2級 A判定	3,000
3級 B判定	2,200
4級	1,800
5・6級 C判定	700

愛知県在宅重度障害者 手当の支給

愛知県に住所があり、障害の程度が身体障害一・二級の人及び療育手帳A判定の重度障害者に手当を支給します。

障害の程度により手当額が異なります。

ます。

○手当は年三回に分けて支給します。
(四月、八月、十二月の二十五日)

○施設入所の人については支給されません。

障害の等級	在宅手当(月額)
1・2級で A判定	16,100
1・2級で A判定	7,000
3級で B判定	7,000

※国の手当(特別障害者手当等)の受給者は、除かれます。

特別障害者手当等の支給

精神または身体において著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に手当を支給します。

☆特別障害者手当

二十歳以上の人(施設入所者、長期入院者を除く)で、身障二級及びIQ二十以下の障害が重複するか、またはこれと同程度の障害を有する人に支給します。

☆障害児福祉手当

二十歳未満の人(障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く)で、身障一・二級(常時介護が必要)及びIQ二十以下の障害を有する人に支給します。

○所得制限があります。

ります。

在宅介護の支援

日常生活用具の給付

重度の障害者が自力で日常生活を

○所得に応じて自己負担があります。

○器具の種類は次のとおりです。
義手、義足、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人口喉頭、車いす、歩行器、頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ

送ることができるよう、生活用品を左の表のとおり給付します。
○所得に応じて一部自己負担があります。

補装具の交付(修理)

身体障害児・者の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付(修理)します。

日常生活用具の給付

下肢・ 体幹障害	浴槽、湯沸器、便器、特殊寝台、特殊マット、特殊尿器(1級のみ)、火災警報器、自動消火器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、重度障害者用意思伝達装置
肢体・ 言語障害	電動タイプライター、ワープロ、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置
上肢障害	特殊便器、電動タイプライター、ワープロ、電動ハブラシ、火災警報器、自動消火器
視覚障害	テープレコーダー、かなタイプライター、点字タイプライター、盲人用時計、盲人用電卓、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、音声体温計、盲人用秤、音声体重計、点字図書、拡大読書器
聴覚障害	サウンドマスター、目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー